

様式第二十九 (第68条関係)

表

年 月 日発行第 号 ( 年 月 日まで有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">刻印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(写真)</p> </div> </div>		
産業競争力強化法第138条第2項又は第3項による立入検査証		(発 行 権 者) 印

裏

産業競争力強化法抜粋

第百三十八条 (略)

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、設備導入促進法人から設備導入促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、設備導入促進法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百四十九条 第百三十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第百五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第三十 (第69条関係)

年 月 日

住所 殿

氏名

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印  
手続実施者の氏名 印

事業再生計画に基づき資産が贈与された場合の課税の特例に関する確認通知書

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第69条の規定に基づき、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条の3の2第1項の資産の贈与が同項各号に掲げる要件を満たしていると認められることその他の事実について下記のとおり確認しましたので通知します。

記

1. 当該特定認証紛争解決手続において選任された手続実施者が、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第8条の6第1項第1号に掲げる者に該当すると認められるものであること。
2. 当該特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者  
名称  
住所
3. 贈与した対象資産  
資産の種類 (土地、家屋、権利等)  
所在地等  
数量
4. 当該特定認証紛争解決手続において決議された事業再生の計画が法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号に掲げる要件に該当すると認められるものであること。
5. 租税特別措置法第40条の3の2第1項の資産の贈与が、当該事業再生の計画に基づき、同項各号に掲げる要件を満たしていると認められるものであること。

注 手続実施者の氏名については連名とすること。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○経済産業省関係法令

産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)及び産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第111号)の施行に並び、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、産業競争力強化法の施行に並びに経済産業省関係法令の整理に関する法令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日 経済産業大臣 茂木 敏充

産業競争力強化法の施行に並びに経済産業省関係法令の整理に関する法令

(特許法施行規則の一部改正)

第1条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成11年法律第三十号)以下「特例法」とし、」の「」に「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)」を、「特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第111号)第1条の3」の「」に「産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第111号)第17条から第19条まで」を加え、同条第1項中「特例法」の「」に「産業競争力強化法」を、「特許法等関係手数料令第1条の3」の「」に「産業競争力強化法施行令第17条から第19条まで」を加える。